

水と暮らしを豊かにする浜松技術プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「水と暮らしを豊かにする浜松技術プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、浜松市及び水と暮らしに関わる技術を有する市内企業が連携し世界の新興地域の生活環境改善に貢献するため、情報の共有、意見交換、技術交流及び技術協力等の活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは次に掲げる活動を行う。

- (1) 技術ニーズ及びプロジェクト情報等の情報収集並びに情報共有
- (2) プロモーション活動など市が取り組む技術普及方策に関する意見交換
- (3) 海外関係団体等との相互訪問による技術交流
- (4) 技術協力の実施及びそのノウハウの共有・蓄積

(組織)

第4条 プラットフォームは、浜松市及びプラットフォームの趣旨に賛同する市内企業及び団体等（以下「パートナー」という。）をもって組織する。パートナーの構成については、別途、要領に定める。

2 プラットフォームは必要に応じて、有識者の意見を聴くこと、又は参加を求めることが出来る。

(座長)

第5条 プラットフォームに座長を置く。座長は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者とする。

(会議)

第6条 次に掲げる事項について協議するため、必要に応じて座長が招集する。

- (1) 第3条に掲げる事業の計画に関する事
- (2) その他プラットフォームの運営に関する重要事項

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局は、上下水道部水道工事課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は第6条に規定する会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。